

自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令の制定について

1 制定の趣旨

防衛施設庁の廃止・本省への統合に伴い、従来の防衛省訓令「自衛隊法第105条の規定に基づく損失補償額決定等に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第113号）」、「自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第10号）」と防衛施設庁訓令「自衛隊の訓練等に伴う漁業補償等に関する訓令（昭和45年防衛施設庁訓令第3号）」、これら3つの訓令を統合・整理等の所要の見直しを行った上で、防衛省訓令として新たに制定をするとともに、従前の3つの訓令を廃止する。

2 訓令の概要

この訓令は、自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関して、その事務手続及び補償額決定等について定めるものである。

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 制限水域の設定手続（第4条―第9条）

第3章 自衛隊法第105条に基づく損失補償等の手続（第10条―第19条）

第4章 契約に基づく損失補償等の手続（第20条―第25条）

第5章 損失補償の支払報告等（第26条・第27条）

第6章 調査・算定等（第28条）

第7章 雑則（第29条）

3 施行期日

平成19年9月1日